

学部学生旅費等補助事業実施要領

平成28年6月30日制定

平成29年2月改正

趣 旨

近年、急速に発展する学術研究の各分野において、学会、シンポジウム、研究会などが年間を通じて頻繁に開催されている。このような中、勉学のみならず、研究にも従事する学部学生にとっても、自分の専門分野の最新の学術情報を教員から間接的に得るだけではもはや不十分な時代になり、学会等に直接参加して知識を得たり、経験を積んだりすることは不可欠になっている。また、学生自身が直接経験を積むことができるフィールドワーク等も研究推進のために重要である。

このような学会やフィールドワーク等への学部学生の参加を推進するために、参加を助成する制度を設けることは極めて意義深いことと考えられる。この制度は学部学生の勉学・研究意欲の向上と優れた成果の創出、さらには優れた人材輩出へとつながり、大阪市立大学の発展に大きく寄与できると考えられる。

(事業の目的)

第1条

本事業は、大阪市立大学の学部学生の学会やフィールドワーク等への参加を促進し、学術情報を収集したり経験を積んだりする場を提供することによって大阪市立大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業の内容)

第2条

本事業は、本学の学部学生が国内外で開催される(1)学会、(2)シンポジウム、(3)研究会、(4)フィールドワーク等への参加に必要な旅費等の補助を行う。

(事業の対象者)

第3条

本事業の対象者は、本学に所属する学部学生（留学生を含む）で、教育後援会保護者会員の子弟である者を対象とする。

(事業の運用)

第4条

(補助額の上限)

(1) 国内での行事に対しては上限を10,000円、海外での行事に対しては上限を50,000円と定める。

(補助回数)

(2) 学生一人当たり、原則として年1件を限度としてこれを補助する。

(募集回数)

(3) 年間を通じて2回の募集とする。

(募集方法)

(4) 募集要項は、教育後援会ホームページに少なくとも応募期限日の1ヶ月以前に公表する。

(応募者の選考・採択)

(5) 応募者の選考・採択については、「学部学生旅費等補助委員会」の審議により決定する。

(補助事業の予算)

第5条

各年度の教育後援会定例評議員会において決定する。

(予算・決算の公表)

第6条

本事業の予算・決算の状況は、教育後援会決算書に記載して公表する。

(本事業に関わる諮問委員会)

第7条

(名称および構成)

- (1) 本事業に関わる諮問委員会は学部学生旅費等補助委員会と称する。
- (2) 本委員会は会員の中から代表幹事の推薦に基づき常任幹事会で決定した委員によって構成する。

(委員長の選出)

- (3) 学部学生旅費等補助委員会の委員長は、教育後援会会則第8条付則に定めるように、代表幹事の推薦に基づき、常任幹事会で決定する。

(選考結果の公表)

- (4) 採択者は申請時に付された受付番号を教育後援会ホームページに掲載する。

(選考過程の非公開)

- (5) 選考過程は非公開とする。

(情報漏洩の禁止)

- (6) 本委員会関係者は、選考過程を漏洩してはならない。また、教育後援会ホームページに公表されるまで選考結果を応募学生などに漏洩してはならない。

(申込みの様式)

第8条

教育後援会ホームページに掲載する「学部学生旅費等補助」申請書フォーム(word形式)を用いる。

(参加完了報告書提出の義務)

第9条

補助の採択決定を受けた学生等は、学会、研究会、フィールドワーク等に参加した後、原則として1ヶ月以内または参加事業終了後の場合、採択決定発表後1ヶ月以内に教育後援会ホームページ上の「参加完了報告書」や領収書、写真等を提出しなければならない。

なお、期限内に参加完了報告書を提出しない場合は補助金の返還を求めるとともに、次年度の申請を受け付けない。

(多重申請の原則禁止)

第10条

本補助に申請する学部学生は、同一の学会、研究会やフィールドワーク等の参加経費補助を他の組織の補助事業に重複して申請してはならない。ただし、申請経費が教育後援会の補助限度額を大きく超えるときは、総額を超えない範囲で別の補助をあわせて受けることができる。このときには指導教員による確認印を要する。

(規定の改廃)

第11条 本実施要領の改廃は、本委員会の提案に基づき代表幹事の承認を得て行う。

付則

本実施要領は、平成28年6月30日より実施する。

本実施要領は、平成29年2月より実施する。